

香芝市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和3年12月20日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市条例第35号

香芝市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例
香芝市コミュニティバスの運行に関する条例（平成28年条例第22号）の
一部を次のように改正する。

第3条第1項各号を次のように改める。

- (1) 白鳳台ルート
- (2) 旭ヶ丘ルート
- (3) 真美ヶ丘ルート
- (4) 鎌田ルート
- (5) 関屋ルート
- (6) 祇園荘ルート

附 則

この条例は、令和5年1月5日から施行する。